
消費税及び地方消費税の取扱いを明確化するための「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等の一部改正について

日証協 平 16.3.26

本協会では、3 月 26 日の理事会において、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等の一部を改正した。

本年 4 月 1 日から改正消費税法が施行され、『消費税額を含む価格』を一目で分かるようにする、いわゆる総額表示が適用されることから、今般、本協会としては、規則上定めている各種手数料に係る消費税及び地方消費税の取扱いを明確化するため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

消費税及び地方消費税の取扱いを明確化するための「店頭売買有価証券の登録等に関する規則（公正慣習規則第1号）等の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、JASDAQ 市場に関する諸規則に基づき、協会員及び店頭登録会社より徴収している各種手数料について、実務上、それぞれ消費税及び地方消費税に相当する金額を加算して徴収しているが、現行規則上、当該手数料に係る消費税等の徴収の取扱いについては、明記されていない。

本年4月1日から改正消費税法が施行され、『消費税額を含む価格』を一目で分かるようにする、いわゆる総額表示が適用されることから、今般、本協会としては、規則上、消費税及び地方消費税の取扱いを明確化するため、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

以下に掲げる手数料について、別途、当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して徴収することを規則上明確化する。

① 登録関係

- ・ 登録料、登録管理料及び適時開示情報伝達システム利用料
- ・ 委託販売団組成事務委託手数料及び入札事務取扱手数料、

② 売買関係

- ・ 店頭売買取引負担金及び申告管理料

（登録規則第 32 条第 4 項新設、登録細則第 18 条第 2 項新設、売買規則第 55 条第 4 項新設及び開示規則第 24 条第 4 項新設）

3. 施行の時期

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

（下線部分変更）

新	旧
（市場運営業務の委託） 第 32 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） <u>4 会員は、前項に定める登録料及び登録</u> <u>管理料を支払う際には、当該登録料及び登</u> <u>録管理料の額に応じた消費税（地方消費税</u> <u>を含む。）に相当する額を加算して支払う</u> <u>ものとする。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行 する。	（ 省 略 ） （ 省 略 ） （ 省 略 ） （ 新 設 ）

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(市場運營業務の委託) 第 18 条 (現行どおり) <u>2 会員は、前項に定める委託販売団組成事務委託手数料及び入札事務取扱手数料を支払う際には、当該委託販売団組成事務委託手数料及び入札事務取扱手数料の額に応じた消費税(地方消費税を含む。)に相当する額を加算して支払うものとする。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(省 略) (新 設)

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(市場運営業務の委託) 第 55 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 会員は、前項に定める店頭売買取引負担金及び申告管理料を支払う際には、当該店頭売買取引負担金及び申告管理料の額に応じた消費税(地方消費税を含む。)に相当する額を加算して支払うものとする。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(省 略) (省 略) (省 略) (新 設)

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則
第1号の3)の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(本協会が行う業務の市場運営会社への委託) 第 24 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 登録銘柄の発行会社は、前項に定める</u> <u>適時開示情報伝達システム利用料を支払</u> <u>う際には、当該適時開示情報伝達システム</u> <u>利用料の額に応じた消費税(地方消費税を</u> <u>含む。)に相当する額を加算して支払うも</u> <u>のとする。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行 する。	(省 略) (省 略) (省 略) (新 設)